

バス路線に関する生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会印旛分科会

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来すことが危惧されています。

このため、千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」（県、国、市町村及びバス事業者で構成）を設け、さらに各地域振興事務所及び交通計画課に「分科会」を設けて、地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議し、「地域間幹線系統確保維持計画」を策定することとしております。

このたび印旛分科会では、バス事業者から協議の申出のあった路線について協議を行いましたのでお知らせします。

なお、本件協議による「地域間幹線系統確保維持計画」の変更はありません。

令和6年1月15日（月）

印旛分科会事務局 〒285-8503 佐倉市鎌木仲田町8-1
千葉県印旛地域振興事務所 企画課内
電話番号 043-483-1111